浄化槽の正しい管理をお願いします 法定検査・清掃・保守点検を必ず実施しましょう!

浄化槽を適正に管理し、機能を十分に発揮させるためには「法定検査」・「清掃」・「保守点検」を行 う必要があります。必ず実施してください。

- ・法定検査 → 法律で定められた検査であり、必ず毎年1回行わなければなりません。清掃や保守点 検が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査です。
- → 浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年に1回 以上実施してください。
- 保守点検 → 装置の点検・調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回 数を実施してください。(年3~4回)

〇清掃業者(越生町許可業者)

・毛呂山清掃(株)(毛呂山町大類 522-1 ■ 049-294-0459)

・(有)安川商事 (毛呂山前久保 378

Q 049-294-4411) (毛呂山町阿諏訪 1483 ○ 049-294-6349)

・(有)新東 ·(株) AOCIV

(鳩山町大豆戸 345-7 ■ 049-296-1610)

〇保守点検業者

埼玉県水環境課ホームページまたは東松山環境管理事務所(■0493-23-4050)にお問い合わせください。

〇法定検査の申込み先

(一社) 埼玉県環境検査研究協会 ■ 048-778-8700

・問まちづくり整備課 環境管理担当 ■内線 153・156

「第5回障がい者アート展 in おごせ」の作品を募集します

○開催期間 12月5日(金)~12月9日(火)(予定)

〇会 場 里の駅・おごせ【観光センター】 越生町越生 741-2

〇応募資格 埼玉県内在住、在学、在勤の障がいのある方

○応募作品 作品の種類は平面作品(絵画、書、折り紙等)、立体作品(造形)など。素材やテーマは自由。 応募点数は1作者につき1点。

O募集期限 11月7日(金)まで

〇応募方法 応募用紙を添付のうえ健康福祉課まで直接搬入をお願いいたします。

応募用紙は健康福祉課窓口、または町ホームページからダウンロードできます。

- ※搬入された作品が、他者の著作権にふれる場合、公序良俗に反すると判断された場合は展示できま せんのでご了承ください。
- ※作品は努めて保護しますが、正常な管理状態のもとにおいて生じた事故(損傷、紛失、盗難等)に よる損傷については、主催者はその責任を負いませんのでご了承ください。
- ※応募いただいた作品の写真を本事業の紹介・宣伝等のために新聞、雑誌、ホームページ掲載等で使 用することがありますのでご了承ください。

固健康福祉課 福祉担当 ☑内線 112

13



書類の提出はお済みですか?調整給付金(不足額給付)のお知らせ

調整給付金(不足額給付)の対象者であることが確認できた方に対し、8月中旬以降、「支給のお知 らせ」、「支給確認書」または「申請書」のいずれかを発送しています。

「支給確認書」または「申請書」が届いた方は、申請が必要です。記載内容を確認の上、必要事項を 記入し、必要書類を添付して、10月31日(金)までに提出してください。(必着)

問税務課 課税担当 □内線 133・135

第4次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・ 基本計画(原案)へのご意見をお聞かせください

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会(レインボー協議会)では、令和8年度から令和17年度まで を計画期間とする「第4次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画」の策定を進めています。 この度、計画の原案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

- **1** 募集期間 10月1日(水)~31日(金)
- 2 意見を提出できる方
 - (1) 町内に住所を有する方
 - (2) 町内に通勤又は通学している方
 - (3) 町内に事務所又は事業所を有する方
 - (4) その他原案に関して利害関係を有する方
- 3 閲覧場所
- (1)企画財政課(役場2階)窓口
- (2) 町ホームページ
- 4 意見の提出方法

企画財政課窓口にある「意見書様式」(町ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記 入のうえ提出してください。

- (1) 持参 越生町企画財政課(役場2階) 平日 午前8時30分~午後5時15分
- (2) 郵送 〒 350-0494 越生町大字越生 900 番地 2 越牛町役場企画財政課 宛て
- (3) 電子メール <u>kikaku@town.ogose.saitama.jp</u>

固企画財政課 企画担当 □内線 233





広 告